

## 公立大学法人 岐阜県立看護大学における 第3期中期目標・計画の策定及び、第2期中期目標期間・年度評価について

・第2期中期目標期間 : 平成28～令和3年度 [6年間]

【参考】県立病院 現中期目標期間(第3期) : 2020～2024年度(令和2～6年度)[5年間]

・第3期中期目標期間 : 令和4～9年度 [6年間]

県対応業務

法人対応業務

項目	実施内容	地独法	時期														
			令和2年度		令和3年度					令和4年度							
			2月 評価委員会開催 (2月22日)	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月	11月 評価委員会開催	12月	1,2月 評価委員会開催	3月	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月				
<b>中期目標期間終了時の検討</b>	県は、現中期目標期間の業務実績見込評価を行ったときは、中期目標期間終了時まで、評価委員会に意見を聴取し、法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずるとともにその内容を公表する。	§ 79の2		・終了時の検討(案)に関する意見  ・終了時の検討(案)の作成													
<b>第3期中期目標の策定</b>	県は、評価委員会の意見を聴取、議会の議決のうえ、次期中期目標を定め、法人に指示する。 また、県は中期目標を定めるとき、あらかじめ法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。	§ 25 § 78	・第3期中期目標策定にあたっての方向性の確認	・第3期中期目標(案)に関する意見①	・第3期中期目標(案)に関する意見②		・第3期中期目標(案)に関する意見③(最終確認)										
<b>第3期中期計画の策定</b>	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。 県は認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴取しなければならない。	§ 26 § 78		・第3期中期計画(骨子案)の検討	・第3期中期計画(案)の検討					・第3期中期計画に関する意見							
<b>第2期中期目標期間の業務実績評価</b>	法人は、中期目標期間終了後3月以内に現中期目標に係る業務実績報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は議会に報告する。 (評価委員会は評価にあたり、認証評価機関の評価を踏まえる。)	§ 78の2 § 79										・第2期中期目標期間の業務実績の自己評価ヒアリング  ・第2期中期目標期間に係る業務実績報告書の提出	・第2期中期目標期間の業務実績の評価結果確定  ・評価委員の評価結果のとりまとめ	・議会報告(9月議会)			
<b>各年度の業務実績評価</b>	法人は、各事業年度の終了後3月以内に、当該年度に係る業務実績報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 78の2		・令和2年度業務実績の自己評価ヒアリング  ・令和2年度業務実績報告書の提出	・令和2年度業務実績の評価結果確定  ・評価委員の評価結果のとりまとめ	・議会報告(9月議会)						・令和3年度業務実績の自己評価ヒアリング  ・令和3年度業務実績報告書の提出	・令和3年度業務実績の評価結果確定  ・評価委員の評価結果のとりまとめ	・議会報告(9月議会)			